

令和5年第6回大町町議会（定例会）会議録（第5号）						
招集年月日	令和5年12月11日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和5年12月20日	午前9時35分	議長	諸石重信	
	閉会	令和5年12月20日	午前10時23分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	8番	藤瀬都子	2番	三根和之		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	藤瀬善徳	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和5年12月20日

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 継続審査について

日程第3 追加議案等の報告及び一括上程

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

日程第5 大町町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

午前9時35分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第6回大町町議会定例会5日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行については、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第1. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（三谷英史君）

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告いたします。

議案第52号 大町町議会議員の議員報酬等及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第53号 大町町長、副町長及び教育長の給料等支給条例の一部を改正する条例について、議案第54号 大町町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第55号 大町町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第56号 大町町定住促進条例の一部を改正する条例について、議案第57号 大町町国民健

康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第58号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第60号 令和5年度大町町一般会計補正予算（第6号）について、議案第61号 令和5年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第58号及び議案第60号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（藤瀬都子君）

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について、審査いたしました結果を報告します。

議案第58号 機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第59号 大町町空家再建促進基金条例の制定について、議案第60号 令和5年度大町町一般会計補正予算（第6号）について、以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第58号及び議案第60号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、今回の機構改革では、暮らし相談室等を含めた窓口機能に関して、住民サービス向上が図られるよう十分に配慮をしていただきますようお願いいたします。

以上で、当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（諸石重信君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第52号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第53号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第53号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第54号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第54号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第55号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第55号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第56号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第56号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第57号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第57号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第58号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第58号については、総務文教並びに産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第59号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。議案第59号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第60号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第60号については、総務文教並びに産業厚生各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決することに決定いたしました。

た。

議案第61号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第61号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 継続審査について

○議長（諸石重信君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。各委員長からの申出どおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出どおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日、議案3件、発議1件、選挙1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案等の報告及び一括上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑・討論・採決、日程第5に大町町選挙管理委員会委員及び補充員、同補充員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3．追加議案等の報告及び一括上程、日程第4．提案理由の説明及び質疑・討論・採決、日程第5に大町町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時50分 休憩

午前10時3分 再開

○議長（諸石重信君）

それでは、議会を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 追加議案等の報告及び一括上程

○議長（諸石重信君）

日程第3．本日、議案3件、発議1件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

ただいま朗読させました議案第62号、議案第63号、議案第64号、発議第2号を一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（諸石重信君）

日程第4．これより追加議案等の提案理由の説明を行います。

議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

それでは、本定例会の開会日にお願いをしておりました追加議案としまして、条例改正案件、工事変更請負契約案件及び教育委員会委員の人事案件につきまして御審議賜りたく、よろしくお願いをしたいと思います。

これより追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第62号 大町町手数料条例の一部を改正する条例について。

本議案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布され、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定が令和6年3月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、本籍地以外での戸籍（除籍）謄本等の交付、電子化された届出等情報の内容の証明書の交付や閲覧に供する事務の追加、また戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を新規に定めるものでございます。

議案第63号 令和5年度学校施設環境改善交付金事業 大町ひじり学園後期課程体育館施設環境改善工事変更請負契約の締結について。

令和5年6月21日に契約した、大町ひじり学園後期課程体育館施設環境改善工事の変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の主な要因としまして、カーテン用レールが劣化、老朽化しており、その取替えと空調の運転操作管理に係る遠隔操作を行うための配線等が必要になったことに伴い、契約金額が変更になるものでございます。

議案第64号 大町町教育委員会委員の任命について。

大町町教育委員会委員、岸川信代氏が令和5年12月24日をもって任期満了となりますので、再度、同氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上3議案、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（諸石重信君）

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第2号については全議員の方が賛成となっておりますので、提案理由及び質疑は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号については提案理由及び質疑を省略すること

に決定いたしました。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

議案第62号、手数料条例の一部を改正する条例です。

今、提案理由の説明が町長のほうからございましたけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

戸籍に関して、本籍地以外でも全国的にコンビニ等でも取れるということになったのかどうかということを聞きます。対象になったのかどうか。

それと、戸籍に関しては、戸籍（除籍）というお話がありましたが、原戸籍もございましたけれども、原戸籍についてはどういう取扱いになるのか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

お答えさせていただきます。

言われたとおり、戸籍とか除籍の謄本等については本籍地以外の市町村の窓口でも交付が可能となります。コンビニ交付についてはですね、大町町のほうでは戸籍の交付についてはまだ対応をしていないところでございます。

原戸籍の関係だと思いますけど——についてはですね、ちょっとまだ情報が入っていないので、今後、国の情報を注視します。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

ただいまの御答弁でちょっと確認ですけれども、コンビニ等交付ですけれども、これは大町がまだ準備が整ってなくて、ほかのところはやっていて、いわゆる全国的にこういうふうなコンビニ等でも取れるように今後なるのかということもちょっと併せて質問いたします。

○議長（諸石重信君）

町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

大町町のほうはですね、杵藤地区内での電算処理をしている関係もありますけど、コンビニ交付で戸籍についてはまだ対応していないところがございます。

全国的に見たらですね、戸籍のほうの対応もしているところもあるかと思っております。

以上です。（「分かりました。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（諸石重信君）

ほかに質疑ございませんか。江口議員。

○4番（江口正勝君）

議案第63号なんですけれども、請負契約が528万ですか、増えているけど、10万円、20万円ぐらいやったら、ああ、しょうがないなとか思ったりするんですが、普通だったら、建設資材の高騰によりとかいうことだったらまだそうかなと思いますけれども、カーテンレール、あと空調関係の配線が必要だというのを追加で使ったと。これは最初の入札のときに何で気がつかなかったのかなと。このやり方だったら、またこういうのも見つかりましたから増額してくださいということになりかねないかなとちょっと心配がありましたので、その辺についてお願いします。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

お答えいたします。

当初の設計段階では目視で体育館内の確認をしております、その際には、既存のカーテンを遮熱カーテンに変えるということで、あくまでもカーテンレール等はそのままに活用するという設計をしておりましたけれども、実際、遮熱カーテンの重量が通常のカーテンよりも重いということで、そのカーテンを利用した際に、既存のカーテンレールでは、劣化、老朽化しております、重さに耐えられないということで、カーテンレールと金具等を交換させていただくということになりました。

また、当初では、役場から体育館、学校から体育館への回線は既存の回線を利用して対応するというふうに考えておりましたけれども、既存の回線はセキュリティー関係上、利用できないというふうになりましたので、新たに体育館と役場、役場と体育館等、職員室への回線が必要となったために、今回、変更の契約をさせていただくという形になっております。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

ありがとうございました。

理由は分かるんですよ。ただ、私の要望ですけれども、こういう体育館の回線に限らず、町が発注する入札絡みの案件に関してはですね、最初の段階でもっと厳密にやっぱり審査、調査をした上で金額を決定し、それで予算配分がきちっとできるようにしていただきたいと思います。大阪万博みたいにどんどん上がるようなことがあってはいかんですからね、例えがいいのか悪いのか分かりませんが。そういう要望をして質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第62号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第63号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第63号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第64号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

議案第64号については、町長提案どおりこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、大町町教育委員会委員には岸川信代氏を任命同意することに決定いたしました。

発議第2号。

○議会事務局長（坂井清英君）

〔朗読省略〕

○議長（諸石重信君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

採決いたします。

発議第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 大町町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（諸石重信君）

日程第5. 大町町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を取りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会委員には津野道彦氏、岩淵眞彰氏、松尾道彦氏、山崎ひとみ氏を、同補充員には、第1順位、藤瀬善徳氏、第2順位、井上精一氏、第3順位、吉村秀彦氏、第4順位、高田匡樹氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員会委員及び同補充員にそれぞれ当選をされました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和5年第6回大町町議会定例会はこれにて閉会をいたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時23分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月20日

議 長 諸 石 重 信

会議録署名議員 藤 瀬 都 子

会議録署名議員 三 根 和 之

局 長 坂 井 清 英